

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (15.4定)			
日 時	平成15年12月12日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時37分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋山委員長、成田副委員長、山田・上野・大畠・若見・吹田・ 小前・大竹・佐々木(勝)・古沢・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済 ・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

それでは、ただいまより、予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議録署名員に、若見委員、小前委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、菊地委員が若見委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順序といたします。

では、質疑に入ります。共産党。

古沢委員

2日目が集中審議ですから、今日は政策課題を外してお伺いすることになりますが、お伺いしたいのは、今日は2点あります。一つは道路の問題と、それから税収の問題です。時間の関係がありますから、まず道路問題からお伺いしていきます。

拓銀が破たんをしました。その事後処理と申しますが、この問題で、整理回収機構RCCと不動産業者、それに小樽市、いわば三位一体で、少なくとも見ても、直接的には170戸世帯以上の市民が平穏な暮らしを脅かされているという問題について、お伺いしたいと思います。

建築基準法第42条第1項第5号道路について

最初に、建築基準法第42条第1項第5号道路について、ここで規定する道路とはいったいどういうものか、説明をいただきたいと思えます。

(建都)建築指導課長

建築基準法第42条第1項第5号の道路ということについて、お答えいたします。

この道路は、土地を建築物の敷地として利用するために、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたものということでございます。

古沢委員

もう少しかみ砕いていえば、土地の所有者の承諾を得て、今言ったような特定行政庁、つまり市長に対して、そういう位置指定の申請をする、それが認められた道路ということによろしいですね。

(建都)建築指導課長

そのとおりでございます。

古沢委員

では、この第5号の規定で位置指定を受けている道路というのは、現在、市内に、わかりやすくいえば、何本、延長距離で何キロ程度ございますか。

(建都)建築指導課長

昭和25年から平成14年度までということでは仕切らせていただきますけれども、道路指定位置につきましては514件、

延長が約32キロメートルということで、整理させていただいております。

古沢委員

これらの位置指定を受けた道路に直接的に関係をする市民、世帯の皆さんは、少なくとも特別の事情がない限り、それを道路として使用して、平穏な市民の暮らしを営んできているわけですね。例えば、こうした住民の側に立った判例としてほぼ確立しつつある、そういうものとして、一つの例として紹介したいと思いますが、平成9年12月18日最高裁の判決の中でこのように言っております。要点だけ紹介します。建築基準法42条1項第5号の規定による位置の指定、道路位置指定を受けた現実に開設されている道路を通行することについて、日常生活上不可欠の利益を有する者はうんぬん。飛びますが、敷地所有者がその道路を所有している人が右通行を受認することによって、通行者の利益、通行利益を上回る著しい損害をこうむるなど、特段の事情のない限り、敷地所有者に対して妨害行為の排除及び将来の妨害行為の禁止を求める権利、つまり最高裁は「人格的権利」と言っていますが、これを有するものと言うべきである、こういう判例が出ているのは承知していますか。

(建都)建築指導課長

承知しております。

古沢委員

そこで、それらの点を踏まえた上で伺います。

昨年から、市内でいろいろ問題が起き始めたのですが、これら位置指定を受けた道路が、新しく敷地の所有者となった不動産会社から買取りを迫られる、こういう事態が、去年から今年、今現在も続いておりますが、そうした事情を承知しておりますか。

(建都)建築指導課長

小樽市内で緑の箇所だだと思いますけれども、承知してございます。

古沢委員

最初にお話ししましたように、これらの敷地を所有していたのは拓銀もしくは、拓銀の子会社です。その所有していた道路ですが、これが拓銀破たんによって整理回収機構に、平成10年11月に登記原因、売買で所有権移転しています。それについては間違いありません。

(建都)建築指導課長

私どもも、登記簿謄本等により確認させていただいております、そのとおりでございます。

古沢委員

その後、整理回収機構からは、これらの道路について、小樽市に対して何らかの申入れがあったと思うのですが、それはどういう内容で、いつのことだったか、お聞かせください。

(土木)管理課長

整理回収機構からの土木部への申入れという点につきましては、平成13年11月ごろに、私道などで市が管理できると思われる土地について寄付したいと、こういう申入れがあったということでございます。

古沢委員

無償の譲渡ですか。

(土木)管理課長

そのときのお話は、無償で市の方に寄付したいということでした。

古沢委員

そこで、資料の提出をお願いしております。小樽市内当社保有道路調査票というのを提出いただいております。整理番号1から33まで、これらの道路が、そのときに小樽市に対して無償譲渡の申入れがあった道路と考えてよろしいですか。

(土木)管理課長

この資料につきましては、RCCが作成したものでありまして、向こうの方から申入れのあったものは、すべて載っております。

古沢委員

RCCはご存じのとおり、いわば公的機関といってもいい組織ですけれども、しかもこうした財産の処分に関しては、日本では1級の専門家、プロ集団の集まりですね。拓銀破たんに伴って所有権が移転した不動産のうち、これらの道路については無償の譲渡を申し入れたというのは、いわば売却をして債権回収に当たるべき財産というふうに、当初は見ていなかったのだと思うのですが、私がおのうに感じているのはあながち間違いではないと思うのですが、いかがですか。

(土木)管理課長

道路形態になっているということで、基本的に市道認定されている中でも、一部未処理用地みたいなものがありますので、ただ、道路用地であっても、所有が個人のものがあるということについては、それは例えば売却するとか、譲渡するということについては法的な規制はないわけで、金額的な評価については、私どももわかりませんが、道路形態としてなっていたということで、一般の宅地の価値よりは相当低いという認識は持っていたと思います。

古沢委員

ホームページでRCCのところを見ますと、代表取締役社長、鬼追さんとおっしゃるのでしょうか、非常にわかりやすく言っていますね。RCCというのは重要な公的使命を持っている。それで、債権回収に当たっても、回収指針については、人間の尊厳の確保、これらをきちんと守って進めていくということを言いつつ、RCCの活動は、そういう使命からいっても、公益性からいっても、適正・妥当な債権回収に努めると言っている。そのRCCが無償の譲渡を申し入れてきたのが、この33本の道路です。

そこで伺いますが、この無償譲渡の申入れを受けて、小樽市はどういう対応をとりましたか。

(土木)用地課長

これを受けまして、小樽市としまして、道路としてもらえるかどうかということで、現地を調査させていただきました。その中で、部内で協議をして、一定の条件がなければもらえないだろうということで、条件を設定させてもらいました。そういうことでいいですと、まず一つは、先ほど管理課長からありましたとおり、その用地が認定されているところ、また、最初は、幅員4メートル以上の用地であれば認定基準に合致しますので、そういったものはもらっていいでしょうと。また、マイナス的な部分でいきますと、その土地をもらっても、ほかにまだ別な所有者の方の土地を処理しなければならないようなところ、そういったところは逆にもらえないだろうと。それから、それをもらうに当たっての、言うなれば道路の管理の部分で非常に費用がかかる部分があるだろうということも踏まえて、そういった諸条件を加味した中で、今回11か所を市が無償譲渡を受けた形になっています。

古沢委員

それが、資料で提出いただいている整理回収機構寄付用地という11本の道路、そういうことでよろしいですね。

(土木)用地課長

はい、そのとおりでございます。

古沢委員

つまり33本のうち22本は、そういう基準に従って無償譲渡を辞退、拒否をしたということですね。この33本、大方すべてかもしれませんね。資料を見てもわかるように、いずれも物件名称は、多くは公衆用道路になっておりますから、税の扱いでいえば、当然のように公衆用道路として非課税扱いをしてきたところだと思いますが、よろしいですね。

税務長

位置指定道路における税の取扱いについてでございますけれども、今、委員がおっしゃられましたように、登記上、公衆用道路というものは、当然、非課税ということ。公衆用道路ということでは、登記上ではなくても、実際に位置指定道路ということでは、税については非課税という考え方をとります。

古沢委員

地目上は宅地であったりするような場合であっても、非課税として扱う場合があるということですか。

税務長

実際の税の取扱いにつきましては、登記上の地目ということではなく、現況地目ということで取り扱っております。

古沢委員

参考までに伺っておきますけれども、この資料でもおわかりのように、道路の多くは簡易舗装や舗装とされております。いわば市道認定されていない道路で、私道路であります。これらの簡易であれ、舗装整備であれ、市が直接整備をしたという道路はあるわけですね。

（土木）管理課長

なにぶんにもちょっと古いというか、過去のデータを聞いてみたことはありますが、直接、市が整備したものは、基本的には私道扱いになっていきますので、ないとは思いますが、ただ、その道路が市道に接しているだとか、多少手がかかっている部分もあるかなと思いますが、推測の域を出ません。

古沢委員

私道だから、市は一切、維持・補修・改良・その他をしないということではなくて、行っている場合もあるわけですね。33本の道路を一つ一つ見ていったら、びっくりするような道路があります。商大通から緑第2大通に入っていくその入口のところにも、一部、拓銀の所有で私道として現存していたところがあります。これらは、当然、11本の中で無償譲渡を受けた道路の1本ですが、さて、こうしたRCC側からの申入れは、今、お答えいただいている土木部管理課が窓口になって、これまで対処・対応してきたということではないと思うのです。聞くところによりますと、市の三役の中でもこの話の中に加わっている方もいるようですが、どなたでしょうか。いませんか。

（土木）管理課長

RCCの方から土木部に来られて、いろいろ打合せした経過がございます。ただ、RCCの方も、小樽市の職員の中に拓銀の出身者が大勢いるということで、あいさつに来られたのかなというのは私の推測ですが、それを確認したことはございません。

古沢委員

では、それでけっこうです。実際に、今、この問題で市の窓口になっているのはどこですか。管理課でいいのですか。

（土木）管理課長

実は平成13年度、14年度と、土木部内の機構改革等もございまして、現在、用地管理室用地課の所管ということで担当になっております。

古沢委員

すると、確認しておきたいのですが、RCCと市の間で11本の道路の寄付を受けました。この際にRCCから、残された22本の道路については、実際にはその後、売られているわけですが、不動産業者等に売却処分をするという方針は知らされていたのですか。

（土木）管理課長

RCCとお話した中で、最終的に土木部として管理すると、市道として管理するという位置づけの部分で、そ

れ以外の残った部分についてRCCがどのような対応をしていくかということについて、具体的にRCCのご意見を伺ったことはないと思いますけれども、ただ、話合いの中で、この後残った部分についてどうしようかと、あるいは国に一括返却するような話も、その当時、雑談として出ていたような記憶はあります。

古沢委員

しかし、売ってしまったわけですね。これが先ほどのRCCの社長のそういう立場・見解と相入れない処理の仕方になったのではないかと、私は思っております。水道局の方に聞きますが、緑3丁目29番142はどういう土地ですか。

(水道)給水課長

この用地は、当時、拓銀の用地でございまして、昭和58年に配水管を布設するというので、拓銀から土地の使用承諾をもらっています。

古沢委員

提出いただいている資料の土地使用承諾書というのが、それに当たります。この土地は、先ほどのRCC作成の資料、道路調査票ですが、これの整理番号の31に該当するものだと思うのですが、そうですね。

(水道)給水課長

そのとおりでございます。

古沢委員

この整理番号31と同じようなこの種の道路が、この調査票の中でほかに該当するものがありますか。

(水道)給水課長

この調査票の中で、同じように配水管が埋設されているところは10筆ございます。

古沢委員

30と32だと思うのです。これらについても同じように土地承諾書をいただいて、水道管を布設しているのだと思うのですが、この土地に関して、RCCから水道局にどのようなアプローチがありましたか。

(水道)給水課長

平成15年1月だったと思うのですけれども、緑3丁目29番96と同じく、29番158につきましては、水道管が埋設されているので無償で受けてもらえないかという相談がございました。

古沢委員

それに対して、どういう結論に至ったのですか。

(水道)給水課長

まず、当時の管理課に行きまして、道路ということで、土木部の方で引き取ってもらえないかということで打合せをしましたが、先ほど言いましたように、幅員の関係で、土木部では道路としては受けられないということで、そのときにその2筆のほかに、10筆についても同じように水道管が埋設されておりまして、生活用道路として使われているので、これらの道路のすべてを水道局で引き受けて管理することにはならないということで、局としまして、緑3丁目の2筆についても引き受けられないということで回答してございます。

古沢委員

土地承諾書をいただいて、水道管を布設したわけですね。それで、もう古い話ですから、30番と32番の土地の真横に、私は昭和57年から何年間が暮らしたのです。公衆用道路とお答えになったけれども、およそ公衆用道路ではなかったのです。ここは見事に直線で、幅員の狭い、水道管を布設する目的のために、一直線に狭い範囲で道路状にされているというところで、直接そこに暮らしていたのですから、公衆用道路だったからどうこうということではないと思うのです。これは事務レベルでお尋ねしても、なかなかそうだと認めてくれないのですが、違いますか。もともと水道管を布設するために、承諾書をとって、つくられた、現状では公衆用道路なのです。そういう道

路ではなかったのですか。

水道局次長

古い話なものですから、確かなことは言えませんが、あの道路は、たしか宅地造成に当たりましてどうしても道路が必要だということでつくられました。私ども、水道管を入れるのであれば、多少湾曲しようとカーブになろうと支障がないものですから、そのように考えてございません。あくまでも生活道路として認識しております。

古沢委員

問題は、その後、小樽市がそういう態度表明をしたことによって、今年2月以降、RCCが直接、地先の住民に対して土地購入を迫るわけです。そして、RCCから買い受けないと、第三者にこれらの土地が渡ると、実際の交渉権は新しい所有者になるという通知を行う。これが今年の春先です。そして、登記簿上でも確認されますが、RCCから札幌の不動産業者に売却処分されるのは7月1日です。秋口から不動産業者が取ってかわって、この買取りを迫る。にわかには動きが活発に激しく展開されるのは、この11月に入ってからです。今現在、その状態に入っているわけです。こうした状況を承知していますね。

(建都)建築指導課長

地先住民の方がその不動産屋に売買されたということで、指導課の方にも一、二度見えておるのは承知しております。

古沢委員

そうした動きの中で、今おっしゃられたように、関係者の中には、直接、市に出向いて相談に来ているという方もいらっしゃるわけですね。なぜ最初に、いわば三位一体で市民の平穏な暮らしが脅かされているか。今現在、脅かされているわけです。かつて言ったのは、市の先ほど聞いたような態度しか、選択肢は行政としてとりえないのかということ、私は疑問に思っていたからです。そういう選択肢しか、本当になかったのでしょうか。

(土木)管理課長

当時、RCCから来た中で、行政として対応できる部分の役割があるわけですから、その部分の中で考えて対応していたと思います。ただ、一般的な私道の関係について、改めて行政の方で寄付を受けたりして管理するという考えについては、なかなかそこまでは回らなかったのかなと思います。

古沢委員

少なくとも今年の2月に、RCCがそういう展開に入った、その動きについては、市の関係者は承知していたわけですか。その時点で、市民からの相談も受けたりすれば、行政としてとるべき道はあったのではないのか。不動産業者に転売されればどういう事態になるかということは、恐らくは予想がついたのではないのか。そうしたときに、これを踏みとどめる。これまで30年、40年、平穏に暮らしていた人、少なくとも22本残された地先の人たち、数えてみたら170戸超えますよ。それ以前にRCCから直接買い受けた人もいるだろう。それを入れると、この位置指定の道路にかかわって、そういった影響を受けた人はもっともっと多くなるでしょう。そういったときに、市がそういう選択肢しか持ちえないというのであれば、大いに疑問だと思います。どうなりますか。本来、RCCは無償譲渡で受けてくれて、売却処分になじまない道路なのだと、それが33本。今、不動産業者がどうしていると思いますか。1戸当たり15万円ないし20万円で買うように迫っているのです。無償に近かった道路が、今、不動産業者に渡った途端に、22本に限ってでも、単純に170戸掛ける15万円だとしても2,500万円、市場開放したわけです。こういう問題として受け止められませんか。こういう状況を聞いていますか。

土木部長

この問題については、今、るる答弁させていただいておりますけれども、非常に難しい問題ではないかなと考えてございます。というのは、先ほど来お話ししていますように、いわゆる市道としての道路を管理できる状態のものにつきましては、当然、市の方で今回いただいております。また、今言った残りの部分の道路につきましては、

地先の方々が何十年来、その道路を使用しているということについては事実でございますし、土木部としまして、整理回収機構から我々がいただくことができない道路については、当然地先の人方に売るだろうと。その際には、値段の分担は別にしまして、今まで使っている道路ですから、その辺をきちんと地先の人方に理解できるような形で処分していただくようなことは、当然、私ども、整理回収機構に申し上げているところでございます。整理回収機構が、当時、不動産業者に売られるときも、この道路の在り方、この道路の存在というのは、説明をされて売ってほしいという話を、私どももしていましたし、不動産業者の方は、一番先に売られる方の業者にはそう伝えているという話も聞いております。たまたま今回は、一番先に買われた不動産業者が転売された。その買われた業者が、こういった問題にされてきているのだらうと思っています。道路を管理する、私どもとしては、そこまでなかなか踏み込める状態にないものですから、今回、市として管理できる道路の範囲としてこの部分を引き受けたと、こういう状況でございます。

古沢委員

最後に、このことだけ言っておきますが、今なお続いているというのは、けっきょく関係者の中には、今まで予想だにできなかった苦渋の選択をする人も出てくるわけです。拓銀が破たんして、心配が起きたのは、ごく最近、新しい敷地所有者にかわった。それでこういう状況になったわけですが、けっきょくは不動産業者から自分たちが買い取った方が、将来について安心を買い取るという意味で、購入せざるをえないと判断する方が多くいらっしゃるわけです。それで、そういう約束書を取り交わすわけですが、今現在、これ驚きましたけれども、この業者はいったいどういうことなのでしょう。最初に購入の意思あり、なしと約束したのと、それではこういうことで契約してくれと、今突きつけられている対象となる土地が、この内容で契約してほしいと言った途端に何筆か増えているだとか、それから売買すると言いながら、自分も入れて所有権が共有名義になるから、それは承知してくれとか。そして、このことで質そうとしたら、いつ電話連絡しても応答なしという状況になって、もうあと何日かと迫られているわけです。こういう状況にまでなっているということ、きちんと承知しておいてほしいと思うのです。ですから、市道として維持・管理をするという以外の選択肢というか、小樽市が受けた後、地先の人たちと協議をして、やりようはいくらでもあったらうと。こういうことを食いとどめるという方法の上に立って、選択肢を広げるということはあったのではないかと。なぜそういう対応をしなかったのか、そのことを最後に聞きたいと思えますし、今のやりとりを聞いて、市長の受止め方も、ぜひお聞きしたいと思えます。

市長

確かにこの問題につきましては、つい最近メールが来て、私も見まして、すぐ現地へ行って状況確認するようにという指示もしました。詳しくはわかりませんが、一つはいわゆる道路の寄付の問題です。従来は、一定の規格であったものは寄付いただきましょうという、一つのルールがあるわけですから、担当の方としては、そういったルールにのっとって処理したのだらうと思えますけれども、ただこういういろいろな背景がある道路もありますから、ただ単にそういった一つの基準としても、こういう例外的なものもあるわけですので、この辺はこれからどう処理していくかということは一つの課題として、これからじゅうぶん内部で協議させたい、こんなふうに思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小前委員

新病院の救急体制について

昨日の新市立病院の救急体制についての私の質問に対しまして、市長から、小樽市は2次救急までですとのお答弁をいただきました。そこで、今の小樽市で取り入れている救急体制と同じなのでしょうか、何か違うところがあ

るのでしょうか、お尋ねいたします。

(総務)市立病院新築準備室長

新病院の救急体制についてでございますけれども、現在の救急体制とどう違うかということで、市長の答弁でも申し上げましたけれども、今は2次を主体にしてやっているということで、基本的にはこれと変わりありません。ただ、基本構想では24時間365日体制とすとなっておりますので、この辺が変わっているかと思うのですけれども、これに対応するため、現病院では、夜間については当直医1名ということで対応しておりましたけれども、この新病院の構想では3名、内科系、小児科系、外科系の3医師を常時当直させて対応していくというところが変わってきます。

それから、24時間365日の体制につきましましては、夜間急病センターの関係が非常に影響してまいりますので、これについては構想でも明記されておりますけれども、今後、医師会、関係機関と、小樽市の救急体制はどうあるべきかということをしゅうぶん検討して、その中で市立病院がどういう役割を受け持つていくかということが決まってきた、それによって体制も若干変わってくるのではないかと考えております。

小前委員

今の説明では、内科と小児科と外科が常駐するというところでございますので、それは夜間の専任チームという受止め方でよろしいでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

専任、専従ということではなくて、夜間の対応として、小児科系、内科系、外科系の医師1人が当直につくという考え方でございます。

小前委員

小樽市の救急体制は、それでしゅうぶんだとお考えになられていますか。

(総務)市立病院新築準備室長

今まで2次対応でやってきたわけでございますので、大都市圏の受診者が多いところと違うものですから、大都市圏の3次対応とは若干対応が変わってきます。このままの体制で今までやってきておりますので、これでいけるのではないかと。ただ、先ほど申し上げておりますけれども、24時間365日体制という形になりますので、それ相応の対応はしていかなければならないと。だから、今までと同じようなことにしないで、とりあえず先ほど申し上げましたように、夜間、3人の医師を常駐させる医療の体制をとっていくと。それから、今度、市内全体のこの救急体制が決まった段階で、それに対応するような形をとってまいりたいと考えております。

小前委員

実際に運ばれる救急患者の病状の実態は、どの程度なのでしょうか。1次救急、2次救急、3次救急の割合について、お伺いいたします。

(樽病)医事課長

重症・軽症等、1次、2次。3次は数字的にははっきりつかまえていないのですけれども、3次救急への移送については、年間10件から20件程度。病状としては、交通事故による内臓破裂、せき髄損傷、動脈りゅうの破裂。小児につきましましては、病名は定かではありませんが、重症・重体の患者につきましましては例えば美唄労災、湊仁会、札幌医大、札幌市立病院、北大等に3次救急で搬送しております。

(保健所)総務課長

ただいま、樽病医事課長の方から話がございましたのは、2次救急から3次救急の話でございますので、夜間急病センターを運営しております保健所の方から、1次救急から2次救急への転送率について、答弁申し上げます。今の済生会小樽病院の隣にございます夜間急病センターに、平成14年度で受診された患者数が1万1,045名でございます。そのうち2次転送、いわゆる2次救急医療情報システムによって転送された患者数が747名。したがいま

して、2次転送者6.7パーセントでございます。なお、このうち小児科に関しましては、受診患者数2,293名に対しまして、2次転送55名。率で申しますと、転送率、約2.5パーセント程度だと思えます。

小前委員

夜間に運ばれてまいります小児科の割合はどのくらい占めていますか。

(保健所)総務課長

今、答弁申し上げましたように、総体で1万1,045名、そのうち2,293名が小児科ということでございます。

小前委員

それでは、夜間救急に使われる小児科の割合は5分の1くらいだと受け止めてよろしいでしょうか。

(保健所)総務課長

割合で申しますと、今の1万1,000に対して2,200ですから、20パーセント程度ということになります。

小前委員

夜、発熱したりすると、親は慌てて救急車を呼びたいという心境は非常にわかるのですけれども、保健所では、この小児の病気について、若い母親に何か指導しているようなものはございますでしょうか。

(保健所)総務課長

母親学級と申しますが、そういうものも年に数回実施しておりますし、そのほか、医師によります育児相談、あるいは「街角こども相談」といったものも、今年から実施をしております。それから、夜間急病センターが空白時間帯になります朝7時から9時までの時間帯、この部分につきましては在宅当番医サポート制を行っておりますので、その中で、今、救急車を呼ぶべきなのか、そしてあるいは夜間急病センターが閉まっているときにどの病院に行ったらいいのか、そういうことについての電話連絡がとれるような体制を敷いてございます。

小前委員

銭函パークゴルフ場について

次は、銭函パークゴルフ場について、お尋ねいたします。

銭函パークゴルフ場は、今年11月3日で終了したそうですけれども、その後もプレーしたい人たちが民間のパークゴルフ場に殺到して、1時間待ちもざらだという声がありました。民間の利用料は800円のところや1,000円のところもあるそうですけれども、利用者はプレーしたい一心で、苦もなく払っている様子だということでございます。

そこで、今年のように雪が遅いときは、11月3日の終了日を延ばすことはできないのでしょうか、お聞きいたします。

(社教)社会教育課長

開設期間の延長については、確かに考えられないことはございません。ただ、銭函パークゴルフ場につきましては、まず一番大事なことは芝生の養生であろうと考えてございます。それで、11月3日を過ぎますと、日没もかなり早くなることもございますが、ナイター設備もございません、プレーがたいへん危険となつてございますので、ともかく11月3日にクローズいたしまして、それからまず芝生の養生のために、雪の降る20日間ほどの間は、当然芝生の施肥やエアレーション、空気を入れるという形になるのですが、そういったことで養生させまして、次年度に向けまして、良好な芝の状態をつくっていきたい。それを主眼にしてございますので、11月3日にクローズしているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

小前委員

生活保護について

次に、生保についてお尋ねいたします。

生保が年々増加していく原因は何だとお考えでしょうか。

(福祉)保護課長

生活保護の増加原因でありますけれども、大きな意味では経済動向に起因するものと考えております。平成14年度の実績で申しますと、124世帯258人が増えているわけですが、個別にその開始になった理由を申し上げますと、だいたい40パーセントが、世帯主が病気のために働けないと。2番目に、今まで蓄えていたお金、預貯金、そういったものを使い果たして生活ができなくなった、こういった部分が20パーセント。それから、働いていた人と離婚したと。それから、定年、失業により職を失うと。こういった内容になっております。

小前委員

この生保に係る医療費も、昨年は43億円とお聞きしておりますけれども、1人に係る医療費は幾らになりますでしょうか。

（福祉）保護課長

医療費の43億円、これは全体の54パーセントに当たるわけですが、1人あたりに換算しますと、年間94万円。これを1か月単位で見ますと、1人当たり7万8,000円ということになります。

小前委員

健全に毎月税金を納めている方が30人に1人という生保の新聞記事を見まして、小樽では自分たちのために税金が使われているのでしょうかというお尋ねがございましたけれども、生保を受けた方の中で社会復帰に成功されたような例がございましたら、お示しいただきたいと思っております。

（福祉）保護課長

昨年の内容で申し上げますと、廃止になっていく理由でございますけれども、この中で、働いて増収になって廃止になっていくというケースが、全体の廃止件数の290件に対しまして32件。約1割ですね、11パーセント。小樽の場合は高齢世帯が多いということで、廃止になっていく理由が死亡というのがずいぶん多いわけです。これが96件で、約3割占めているということが小樽市の状況でございます。

吹田委員

保育指導の民間委託について

まず、保育にかかわっての質問をいたします。

まず、昨日、一般質問の中でご答弁をいただきまして、一応保育指導の民間への委託を検討しますというお答えをいただいたのですが、今日、たまたま新聞を見ますと、平成17年度にという期限が出ておったのですが、そういう形で一歩前に進んで考えていらっしゃるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

（福祉）児童家庭課長

昨日の再質問の中で、民営か、もしくは委託かについて、市長から答弁をさせていただいております。市長答弁のとおりでありまして、現状、平成17年度からやれるかどうかといった部分についてはまだまだ検討段階ですので、今後の検討課題ということで認識しております。

吹田委員

保育料について

昨日もありました保育料の軽減率というのは、どのような方式で計算をされるのでしょうか。

（福祉）児童家庭課長

国は保育料の基準を定めております。国の保育料の基準で保育料を積算した場合、幾らになるか。それから、小樽市の保育料の総額、それを積算した場合幾らになるかということと比較して、国よりどれだけ低いか、軽減しているかというのが、軽減率という数字になっております。この数字は、それぞれ全道各地ともこの軽減率を出しておりますので、私ども、それぞれの市の保育料水準を示すものという形で使っております。

吹田委員

それでは、私の方にいただいております、この保育料の資料の中で、平成15年度保育所徴収金基準額表、国、7階層という中にあるのですけれども、この中で、第3階層で市民税課税、そして括弧して、母子等マイナス1,000円と書いてございますが、これはどういう意味合いで書いてあるのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

国の基準でございまして、国の市民税の非課税世帯の額から、母子世帯については更に1,000円を引いているという読み方でございます。

吹田委員

ここにありますが「等」という言い方のものは、何か母子以外にも対象になるということで書いてあるのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

その家庭の中に身体障害者の方がいらっしゃる場合も、母子家庭と同じような扱いになっておりますので、母子家庭等という言い方になっております。

吹田委員

ある市によりましては、この「等」の中に父子家庭も入っていることもあるのですけれども、この「等」には入らないのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

国、小樽市も含めまして、父子という形ではこの中には入れていないと思いますが、他の市でそういう扱いをしているところもあるのかもわかりません。申しわけありません、全部の市について調べてございません。

吹田委員

それでは、その保育料にかかわって、平成15年度の保育料を、市も上げないという形でずっと頑張ってきたわけですね。今、こういう財政の中で大変というのはよく理解できますので、上げることについてはやむをえないと考えています。ただ、上げる中で、3年間の激変緩和をすることによって進めておりますけれども、2年目、3年目という問題と、その上げ方につきまして、もう少し配慮があつていいかなと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

今回、3年間の経過措置ということで考えております。昨日配布させていただきました資料のまとめになりますが、各階層によってその上げ幅に相当ばらつきがございます。ごらんのとおり、一番多いところでは9,000円を超える上げ幅になっております。1年間の引上げ額というのを、第1子目についてはおおむね3,000円程度、それから2子目については2,000円に抑えたいという考え方の中で、経過措置を考えたわけでございます。

吹田委員

それと、この上げ方によりまして、例えば平成15年度に、今、入所している子の保護者の方々の負担が、こういう率で上がった場合に、今年の徴収している年額よりどれだけ2年目、3年目に増えるのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

保育料をご負担いただく総額ですが、ご承知のとおり、そのときの人数、あるいはその階層別の分布状況によって変わってまいります。平成15年8月1日の入所状況をベースにして考えた場合、平成16年度での増収といえますか、保育料の増額部分は、収納率をおおむね95パーセント程度と考えた場合、平成15年度を基準にして、平成16年度では3,400万円、平成17年度では5,600万円、平成18年度では6,600万円程度と考えております。

吹田委員

保育料の値上げということで、たいへん皆さんも心配していらっしゃると思います。先ほど、第3階層ということは小樽ではC階層、いわゆる所得の均等割又は所得割の方が対象なのですけれども、これについては、

国が示しているような1,000円マイナスということは加味されているのでしょうか。母子等については1,000円を金額から引いたものの金額で設定するという形になっていると思いますけれども、小樽市の場合は、これについてはどのようにされていますか。

(福祉) 児童家庭課長

第3階層の部分、市民税の課税世帯についての母子の軽減措置については、小樽市ではとっておりません。

吹田委員

これについては道内市町村で、こういう形の対応をされているところは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

道内市でも、B階層の市民税非課税世帯について、母子については負担をいただかないという手だてをとっているところは多いと考えておりますが、第3部分、C階層で、母子等について対応しているところはあまり多くはないと考えております。

吹田委員

資料をもらっている中では何市か対応をしているのです。私どもも、まだ全部を調べていないものですからわからないのですが、1,000円以上もありますし、500円を引いているところもございまして、この辺についても検討いただければと。この保育料にかかわっては、先ほども私の方でも話しましたが、どちらにしても保育料が値上げされるということは、やはり預ける方にとっては、それに少しでも、また保育所を利用しやすい、又はいろいろな意味でのプラスがあることも期待しているのではないかと思います。財政的に大変だと言いながらも、最終的には今の段階では6,600万円の収入が増えるということでございまして、昨日もいろいろな形でお聞きしていると思いますけれども、もう一度、この辺のことについて、こういうような活用をして何かをということを考えていってほしいと思いますが、ちょっとお聞きしたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

ストレートに増額部分を活用うんぬんということではございませんけれども、保育事業がたいへんさまざまな形で求められていると認識しております。平成16年度には保育所の定員の増を考えておりますし、また、次世代育成対策の中では、地域行動計画の中で、さまざまな形の子育て支援対策もとっていかねばならないと考えております。

吹田委員

それでは、公立保育所の定員を増やすということなのですが、この内容につきまして、場所又は年齢別の関係につきましてお願いしたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

現在、私どもで検討しておりますのは、11月段階で、既に待機児が70名ほど出ております。このまま推移した場合、新年度段階でも待機児を収容できるかどうかというのはたいへん微妙な数字になってきているということも含めまして、平成16年度の中で、公立保育所50名の定員増を考えていきたいと考えております。現在、検討しておりますのは、奥沢保育所、真栄保育所、赤岩保育所の3か所で、20名、20名、10名で考えておりますが、いろいろ地域事情等もございまして、検討を進めているところでございます。

それぞれの年齢別の関係ですが、奥沢保育所が、1、2歳が8名、3歳が4名、4、5歳が8名。真栄保育所については、1、2歳が9名、3歳が4名、4、5歳が7名。赤岩保育所が、1、2歳が4名、3歳が2名、4歳が4名。合計でいきますと、1、2歳が21名、3歳が10名、4、5歳が19名の、計50名ということで考えております。

吹田委員

いろいろと定員については検討されると思いますが、今、小樽は、基本的に待機児の中心が乳児の方に置かれているのではないかと思います。今後もいろいろと待機児の解消のために、市も検討していただいております

けれども、その面につきましても、今後、母親のために努力していただきたいと思います。

保育料につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、上げることについては、これだけ頑張ったのだからやむをえないと思っておりますけれども、どちらにしても預ける方のことを考えましたら、少しでもその中身を、また検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、保育所は、ますます希望される方が増えてまいりますので、全体的な体制をもっと一步前に進めなければだめかなと思いますので、ぜひ市の方でも検討を加えていただきながら、進めていただきたいと思います。

山田委員

広報おたるの財政再建シリーズについて

まず、財政再建に向けて、いろいろな形で市民周知がされているとは思いますが、広報おたるやホームページなどで、12月でシリーズ4回目となるこの広報おたるづくりで、議会の広報編集委員会でもちょっと話題になったのですが、やはり情報の公開ということで、どの段階が財政的に赤字なのか、また、どういう形で市民に対して情報公開して、この点は我慢してもらう、そういったことがまずありきだと思います。

その中で、今回の12月の広報に、いろいろな項目があったのですが、やはり市民周知が内容的にいささかお粗末だ。その点について、まず答弁をお願いいたします。

(財政) 財政課長

広報おたるの財政健全化の状態ですが、確かに12月号は1ページということで、内容的には項目を表に出すような形になっています。この財政健全化を9月から連載しているわけですが、当初、広報の誌面にも限りがございますので、広報広聴担当と打合せしまして、だいたいのページ数はとってきたわけですが、ただ、この12月に、ここまで具体的な項目が固まるというふうに、当初は考えておりませんで、1ページはとっていませんでしたので、実際に、各部から、夏からやっていたのですが、健全化の項目が具体的に決まり始めたのが10月から11月の初めということで、12月号の広報のページをさらに増やすというようなことまで、技術的に、日程的に、ちょっと間に合わなかったということがございます。今後ですが、1月号、2月号にかけて、今回お示した個々の内容の説明をしていきたいと、このように考えています。

山田委員

11月号では、誌面の4ページを割きまして、市長の並々ならぬ財政再建に向けての本当の意思というのが、私個人としても感じられました。

そこで、この中でもう一点お聞きしたいのですが、やはり市長のこういう決意を広報に反映させるという意味で、市長のご意見なり、こうした方がいいという相談なり、こういうことは広報の中ではしてはいいのですか。

(財政) 財政課長

この財政再建シリーズの中では、今のところどうしても情報量が多くなるものですから、今のご指摘の点はこの中ではできないかもしれませんが、広報おたるの中には新年度の市長のあいさつですとか、あとこれは3月号か4月号になると思うのですが、新年度予算の特集みたいな形で組みますので、その中では、やはり市長の施政方針が、そういう形で載せられるのではないかと考えています。

山田委員

本当にこの12月号が出る前に、新聞の報道の方がより詳しく出ています。そこで、市民としても、いったいどちらがわかりやすいのと。そういう点を、やはりもうちょっと市としても明確な態度で、今後ともお示ししていただければと思ひまして、質問は終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤（陽）委員

放課後児童クラブの受益者負担等について

放課後児童クラブの受益者負担等について、お伺いいたします。

学童保育の放課後児童クラブを利用料収入で賄う提案と申しますが、検討なのですけれども、そういうにしても、全額その利用料でということはまず不可能だと思いますので、どの程度、この利用料で賄うという考えか、お聞かせください。

（社教）社会教育課長

放課後児童クラブの利用者に受益者負担をお願いするということでございますけれども、具体的にその利用料の額とか、どの程度で賄うかという部分については、今後、検討してまいりたいと考えております。

斉藤（陽）委員

具体的に月額等はわからないにしても、こういう事業予算全体として、利用料の部分のめどのようなものはないでしょうか。

（社教）社会教育課長

現在、放課後児童クラブの事業費につきましては、市単費、それから道補助金等で運営をしております。私ども考えている中では、具体的なことはお答えできないのですが、市が負担している部分について、いくらかでも受益者負担をお願いできたらと考えております。

斉藤（陽）委員

今、新しく子どもの居場所づくり事業ということが文部科学省の方で進められて、地域ごとに子ども教室、そういったものをつくっていくということのようですが、この基本的な考え方と、この事業が実施をされてきた場合に、特に毎日実施ということになるのか、あるいは時間的なもの、何時ごろまで開かれるのかという部分についてお聞かせください。

（社教）社会教育課長

文科省が提案しております「子どもの居場所づくり新プラン」ということですが、特にその中でも地域子ども教室の推進事業の趣旨と申しますのは、まず土曜日にも休みになりまして、子どもの居場所というものを地域の中に確保していかなければならぬだろうということでございます。文科省の中では、放課後や週末に学校を開放して行うということございまして、平日ならば毎日放課後から午後7時ごろまで、また、休日にも開放をしていくというようなことで伺っております。

斉藤（陽）委員

この事業は、今後、本市でも逐次推進をされていくことになると、従来からの放課後児童クラブとの役割で重なる部分があると思われましてけれども、この事業に、従来の放課後児童クラブの代替的な役割を期待していいのだろうか、その辺の認識はいかがでしょうか。

（社教）社会教育課長

放課後児童クラブとの違いと申しますか、関連と申しますか、放課後児童クラブは小学校1年生から3年生までの低学年ということで、学校等の施設を利用しましてお預かりをしております。この地域子ども教室推進事業につきましては、小学生、中学生まで対象範囲を広げまして、どちらかという体験的なものをさせる。スポーツなり絵画制作、こういったもので子どもたちの面倒を見ていこうということございまして、若干、放課後児童クラブとは意味合いが違いますけれども、居場所を確保するという点では同じだと考えておまして、なおこの地域子ども教室推進事業、詳細はまだはっきりわからない部分もございましてけれども、詳細がわかりましたら、私たちが、また、具体的にこの放課後児童クラブとの関係もあわせて、事業実施の努力をしてみたいと思っております。

斉藤（陽）委員

あと財政面ですけれども、この新しい事業に対しての国の支援、補助金等というのはどのようになっていますか。

（社教）社会教育課長

この事業を実施する場合には、地域の大人の方たちをいわゆる有償ボランティアという形で、その子どもたちの面倒を見るという形になっています。その有償ボランティアの費用を国の方で負担をするという程度のことが、今のところわかっております。

斉藤（陽）委員

利用者にとっては、従来の放課後児童クラブも、これからの新しい地域子ども教室も、かなり役割というか、機能が似ているという認識だと思っておりますけれども、今回、こういう放課後児童クラブに対して、受益者負担という条例が検討されざるをえないというような状況になっている場合に、従来事業で市民負担を求めていくというよりも、どちらかというところの新事業の方にシフトをして、市民の負担をあまりかけないという方向性、ちょっと先走りすぎと言われるかもわからないのですが、このような考え方はどうでしょうか。

社会教育部長

今の、まだ文部科学省の方の居場所づくりのメニューの具体的な内容がわかっておらず、要は国の負担分というのは、地域による有償ボランティアという定義でございます。そうすると、この後、国のメニューというのは通常3年程度が支援で、それ以降は地方自治体という話になっていくだろうと思います。そういった中で、もう少し国の具体的な運用内容、支援内容について見極めた中で、放課後児童クラブと合わせて検討を加えていきたいと思っていますので、もう少し時間をいただきたいと思っています。

斉藤（陽）委員

水道料・下水道使用料の減免について

次に、水道料・下水道使用料の減免に関して、何点かお伺いします。

現在、この減免に充てられている費用、本市の財政負担の総額及び生保、それから高齢、障害、母子と、その4区分の内訳をお願いします。

（福祉）社会福祉課長

上水道・下水道使用料の減免についてですけれども、14年度の減免額は総体で2億3,400万円ということになります。内訳は、保護世帯3,547万円、老人世帯1億7,328万円、母子世帯1,565万円、障害者世帯984万円ということになってございます。

斉藤（陽）委員

母子については、これまで児童扶養手当の一部支給要件となる所得以下ということで実施されていたと思うのですが、今回、拡大するというところで、この母子世帯の減免についての新たな要件というのはどのようになっていますか。

（福祉）社会福祉課長

水道減免のうちの母子世帯についてでございますけれども、現在、減免要件が児童扶養手当をもらっている母子世帯となっております。その減免要件の文字面は変えませんが、実際に窓口にはいろいろな方がいらっしゃいます。例えば児童扶養手当の一部支給というのは、所得が230万円以下であれば支給されるということになってございます。ただ、児童扶養手当をいろいろな事情でもらっていないくて、年金とか受けている方は、児童扶養手当を当然もらえないわけですから、その金額の多寡にかかわらず、手当をもらっていないというだけで却下せざるをえないという状況でございましたので、いわゆる所得の実際の中身で判断いたしまして、所得が相当以下の方は減免するという扱いにしたいと、そういう意味の拡大ということでご理解いただきたいと思っております。

斉藤（陽）委員

今のをもう少し具体的にお願いしたいのですが、一部支給は二百数十万円ということだったのですが、今度の要件では一部支給のままでいいのですか。

(福祉)社会福祉課長

一部支給を受けている母子世帯ということでは、減免基準は母子世帯については変えません。それと同じでございます。

斉藤(陽)委員

それで、その母子世帯の対象が広がるということで間違いのないと思うのですが、それによって財政負担が増えるということになるわけですが、その増える部分についての見積りというか、そういうものはつくっていらっしゃいますか。

(福祉)社会福祉課長

拡大ということで、当然、減免世帯は増えるわけですが、実際にこういうケースで相談にいらした方が何人かいらっしゃいます。ただ、何件が予想され、金額にしてどのぐらいの影響があるかということについては、ちょっと計算できません。ですけれども、実態としてはあるということでは押さえております。

斉藤(陽)委員

そのように制度の間口が多少広がるといいますか、そういった部分の周知徹底といえますか、市民に対するお知らせというのは、どういうふうに行われていますか。

(福祉)社会福祉課長

何度も申し上げますように、減免基準そのものは変えませんが、文字面はそういうことなのですが、母子世帯の方々へいろいろな機会を通じて周知をすること、水道局とも連携しまして、市民の皆さんに年に一度、その水道減免の内容をお知らせしております。そういった中で徹底してまいりたいと考えております。

斉藤(陽)委員

次に、生活保護世帯の水道料金の減免を廃止をするということなのですが、この財政効果については、どのくらいという予想ですか。

(福祉)社会福祉課長

これも14年度ベースで申し上げますと、保護世帯の減額が総体で3,547万円ということで申し上げました。そのうち上水道は2,181万円ということになっております。

斉藤(陽)委員

それで、生保部分で下水道使用料の減免は残ると。それから、高齢、障害、母子世帯、こういった部分で、この2分の1減免から4分の1減免にということで、減額部分が小さくなるわけですね。それによる財政効果というのはどのくらいありますか。

(福祉)社会福祉課長

今のご質問は、全体のその影響額ということで理解しておりますけれども、今回は、今、委員がおっしゃいましたように、保護世帯の上水道料金を減免し、そのほかは2分の1から4分の1にさせていただきたいという見直しでございまして、トータルでは、冒頭に減額2億3,400万円と申し上げましたけれども、そのうち市が減免するのは1億円程度と14年度ベースでは考えております。ですから、効果額ということになりますと、1億3,000万円前後になると考えております。

斉藤(陽)委員

この生活保護世帯についてなのですが、現行、生活保護費の中で、生活扶助の第1類、第2類というのがあるそうなのですが、これを説明願います。

(福祉)保護課長

生活保護の基準でございますけれども、一人一人に個別にかかる飲食費、衣類費、そういったものの経費が1類費でございます。それから、家全体で共通にかかる電気代、水道代、ガス代といった燃料代等も含めたものが2類費という共通経費分類になってございます。

斉藤(陽)委員

この2類について、その金額はどのように算定をされますか。

(福祉)保護課長

2類費の基準なのですが、これは国で定めた金額が毎年基準改定ということで示されます。全国6段階に分けて、小樽市でいいますと上から3番目の2級地の1という基準。1人当たりの単価で申しますと、2類が3万9,600円、2人世帯ですと4万3,830円というぐあいに、1人増すごとに基準額が上がっていくしくみになっております。

斉藤(陽)委員

モデルケースを考えたいのですけれども、現行で2分の1減免を受けていると想定しまして、その母子世帯、お母さんが40歳、子どもが15歳という2人世帯を考えて、この世帯の水道料金が月額で2,500円、下水道使用料の方が3,000円だったと。合計しますと、月5,500円の水道及び下水道料金と。この生活の実態として、いわゆる生活扶助費の第2類というのは、この水道料金を全額この中で見られているのだと考えてよろしいのでしょうか。

(福祉)保護課長

2類の中で、水道代全額は見てございます。

斉藤(陽)委員

具体的にどういう金額で2類というのは計算できるのでしょうか。

(福祉)保護課長

この算定方法については、以前にも照会があったことがありまして、道を通じて国に確認しましたけれども、いろいろな基準の方式が、50年間経ている中で変わっていますので、明確に2類の何パーセントが水道代だとか、ガス代であるとかということの判断はできないと。ただ、国からは間違いがないという回答を得ております。

斉藤(陽)委員

電気代が5,000円かかるとか、ガス代3,000円だとか、お湯代もかかるし、電話料金だとか、いろいろ世帯でかかる費用というのはたくさんあると思うのです。その中で、水道料金、下水道料金幾らですよという、見ましたよといっても、これ本当に見られているのかなという部分はかなり疑問が残ると思います。それで、その半額、2分の1免除ということで、現行負担がどうなるか。先ほどのモデルケースで計算しますと、水道料金が2,500円ということでしたので、半分にすると1,250円。それから、下水道使用料は3,000円ということで考えたので、これが1,500円になると。そうすると、現行2分の1減免をしていただいているとすれば、その世帯は2,750円というのが半額助成ということになるわけですけれども、今回のこの制度変更が実施された場合に、水道料金の減免はまずなくなるということで、丸々2,500円が個人負担と。さらに、下水道使用料についても、一応4分の1は減免されるけれども、その3,000円のうち4分の1しか見てくれないということになりますと、2,250円、これは個人負担ということになって、今までこの世帯が2,750円で減免して済んでいた部分が、今回こうなると4,750円と。いわゆる5,000円近い個人負担が増えてくるという、なかなか厳しい現実だと思うのです。そこで、この制度変更によって、自己負担は平均何パーセントぐらいになる、それから1世帯平均の水道料金・下水道料金はどのぐらいの増額になるのかという部分は見積もられておられますか。

(福祉)社会福祉課長

制度の話ですが、まず14年度の保護世帯が2,141世帯ございます。これを、先ほど申し上げました3,547万円という減免額がございまして、これで単純に割りますと、年間ですけれども、平均約1万6,500円の減免額となりま

す。ですから、先ほど斉藤(陽)委員がおっしゃった月額5,000円幾らというのは、かなり実態より大きな例示でございますが、保護世帯に限っていいますと、1万6,500円が実際の年間の減免額ということになります。

ちなみに、上水がそのうちの61パーセントぐらい、下水が39パーセントぐらいになってございまして、保護世帯におきましては、上水のその使用額という方が高いという状況になってございます。パーセントということがございましたが、どのぐらいの金額が増えるかということで、1万6,500円と申し上げましたけれども、平均的に今の見直しの結果をいいますと、そのうち、見直し後は1万3,000円ほど負担をしていただくことになります。また、逆をいえば、そのうちの1万6,000円減免していた部分の一部3,200円ほどを、市が減免をさせていただくという考え方に変わるといってございまして。全体的には、今まで2分の1であったものが、総体的には50パーセント、全体では負担を折半しておりましたが、おおむね80数パーセント、世帯が負担するという形になろうかと思っております。

斉藤(陽)委員

実態は、要するに負担割合の大きい方がなくなるわけですから、ウエートの小さい方だけ残って、それもさらに4分の1になってしまうということで、利用者に対する負担が非常に大きくなると思います。この生活保護費で水道料金等を見ているのだから、市でそれをさらに減免していくのは二重払いだという考え方がどうもあるようなのですけれども、これについての認識はいかがですか。

(福祉)保護課長

生活保護費を支給している側から申しますと、別に二重に払っているわけではありませんけれども、同じ級地の基準の他都市と比べた場合には、その減免分は小樽市の場合は上積みになりますので、生活水準が若干その分上がるということはあるかと思っております。

斉藤(陽)委員

先ほど聞きましたとおり、その具体的な金額、全額見たと言っても、ではその利用者の側から見て、本当にそれがいつも入っているのかどうかというのはわからないわけです。そういう現実の中で、百歩譲っていいいますか、一応その相当部分が生活保護費で見られていると考えたとしても、生活困窮世帯に対する経済的支援という立場から、この減免を行うこと自体は、別に生活保護法上、何か禁止事項があって、この禁止事項に触れるだとか、そういう違法性があるというものではないと思っておりますけれども、いかがですか。

(福祉)保護課長

確かに禁止だとか、そういう条項には当てはまりません。この制度が実施された昭和45年なのですが、このころ生活保護の水準と一般世帯との水準を比較した場合、おおむね55パーセントぐらいの生活水準ということだったわけですが、その後、生活保護の基準改定が行われまして、現在、一般世帯との比較でいいますと70パーセントですね。ですから、それでやった当時は、格差があまり広いので、それをいくらかでも埋め合せをしようということで始めた制度と考えておりますので、今、生活保護基準が上がった段階では、その役目は果たしたのではないかと感じております。

斉藤(陽)委員

いわゆる生活水準といいいますか、賃金格差が、長期的に見て高度成長時代から縮まったというのは事実だと思いますけれども、非常にこの短期の10年、いわゆる失われた10年というように、そういう短期で見ますと、逆にこの所得格差が開きつつあるという見解もあります。実際に、多少この観点をえまして、住宅扶助というところで見たいのですが、本市のこの住宅扶助の世帯あるいは額というのはどうなっていますか。

(福祉)保護課長

住宅費の実態でございますけれども、昨年で2,519世帯、これは全世帯の81パーセント。支出金額については、6億8,900万円、これが実績となっております。

斉藤(陽)委員

本市の借家あるいはアパート等の家賃というのは、他市町村に比べて一般に非常に高いと言われています。これまでの議会議論の中でも人口対策、また、若年人口の流出防止という観点から議論されてきていますが、札幌市との比較で住宅扶助というのはどうなっていますか。

(福祉)保護課長

札幌市との比較でございますけれども、1人世帯で申しますと、小樽市が限度額が2万8,000円、札幌市が3万5,000円。2人から6人世帯でございますけれども、小樽市が3万6,000円、札幌市が4万5,000円。7人以上の世帯で、小樽市が4万4,000円、札幌市が5万4,000円となっております。

斉藤(陽)委員

このように、非常に高い家賃に対して低い住宅扶助の水準と。保護受給世帯にとって、この逆転現象という非常に厳しい現実がございます。生活を維持するために、公には見てももらえないような部分で、見えない形で個人で負担をしている家庭も多いと思われませんが、そのようなところの認識はいかがですか。

(福祉)保護課長

住宅扶助の限度額の関係なのですが、申請時に、今、入っている住宅がこの限度額を超えますと、私どもとしては、その基準内家賃に転居の指導を行います。昨年あたりまで、家賃の証明書という形で家主から証明書をいただいて、それを基に住宅扶助の支給をしていたわけでございますけれども、若干、それが実態と違うという件数が出てきましたので、今年度から、その家主の証明プラス契約書の写しを添付させて、適正な住宅扶助の支給を行うように改善しているところでございます。

斉藤(陽)委員

福祉の減免に戻りますけれども、生活保護世帯の実態の中で、現実と生活保護制度でかい離れた部分があると。それをいくらかでも実質的に、この減免によって補ってきた面がこれまでであったのではないかと。この中で、この生活保護世帯の水道料金を、一気に減免を廃止してしまうというのではなくて、現行制度を維持し、母子世帯の部分の拡大をして、その減免率を若干加減するという形で、例えば3分の1減免を検討をする余地はないのかと。3分の1でも相当の財政効果はあるのではないかと考えるわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

福祉部長

この減免の関係でございますけれども、実はこれだけ幅広い対象者でこれだけお金をかけているのは、道内主要10市の中でも、小樽市が突出している状況でございます。それで、対象でいきますと、水道の関係では、小樽市と旭川市だけが上水道の減免をしていると、こういう実態がございます。それから、下水道は、小樽市も含めて7市ほどという状況でございます。ただ、水道で見ますと、小樽市を入れて4市ほどございますが、旭川市は障害者の減免をしてございませぬし、高齢者も独居世帯だけという状況でございます。それから、室蘭市は、寝たきりの高齢者を含む障害者世帯のみを減免しているという状況でございます。それから、釧路市は障害者世帯のみという状況で、小樽市だけがこういう広い形で減免対象にしていると。下水道につきましても、実施している8市は、4種類の世帯類型といいたし、小樽市みたいな形でやっているのは北見市だけでございます。そういう中で、実は年々、世帯数も増えてきている状況もございまして、このままですと、この制度を維持できるかどうかという心配もございまして、現状では、とりあえず4分の1減免でお願いしたいと考えているところでございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

三位一体改革について

代表質問でもお聞きをしましたが、地方財政の確立に向けての三位一体改革の税財源改革ですが、この現状について質問し、確認をしていきたいと思っております。

先ほど山田委員の発言にもありましたけれども、とにかく報道の方が早くて、いろいろな数字が並んでいますね。それで、それに一喜一憂しているという状況もあるものですから、今現在、国の動き、新聞報道で知る限りでいいですから、この三位一体改革の税財源移譲を含めて、どうなっているのかをまずお聞かせください。

(財政)財政課長

三位一体改革と税財源移譲の関係でございますが、まさに委員がおっしゃるとおりでして、新聞報道ではいろいろ項目も挙げて、金額ものせております。ただ、私どもの方に、国からの正式な通知なり資料というものはまだ来ておりませんので、新聞社の方が取材した数字になっているかとは思いますが、12月12日の日経ですが、たばこ税の税源移譲は4,200億円、12月6日の道新ですと、たばこ税の移譲は5,800億円、いろいろ数字は動いているようでございます。そのほかに補助金についても、生活保護費については全国市長会でも要望したのですが、これもなくなって、公立保育所の運営費に入れたということ。あとは農業委員会の運営負担金が削減されるようだというところで、直接的に今の報道の中から私どもの小樽市に関係あるものはそれぐらいは見えているという状況です。

佐々木(勝)委員

たばこ税がクローズアップされていますけれども、たばこ税の配分といいますか、そこから来る問題・課題は何かですか。

(財政)財政課長

平成15年度の国の全体の税収でいいますと、たばこ税は約2兆3,000億円ございまして、国に入る分としては9,170億円で、都道府県と市町村に入る分というのは1兆1,517億円で、これが直接的には配分されております。それで、例えば今のたばこ税の移譲を4,200億円としますと、都道府県市町村に来る分として1兆1,500億円の36パーセントぐらい増えるでしょう。その分が小樽市に、単純に今、小樽市のたばこ税11億円ぐらいございまして、掛け算すると4,000万円増えるのかなと思いますが、一方、国の9,170億円の25パーセントは交付税の原資になっております。交付税の原資自体が減ることによって、交付税にどのような影響があるのか、その辺がまだ見えておりません。仮に25パーセント減れば、国からの交付税の原資が9,170億円のものが1,000億円程度減ることになりますので、その影響がどうなるのか、この辺も見極める必要があるのかなと、そのように考えております。

佐々木(勝)委員

補助金と交付金、この違いといいますか、今、ここに来ている税財源移譲との関係等も含めて、基本的に補助金と交付税の違いによる影響はどうですか。

(財政)財政課長

国庫補助負担金と交付税なりの一般財源で、どちらで入ってきた方がいいかというご質問だと思うのですが、これは事業によるかと思えます。例えば建設事業みたいな補助金でございますと、その建設事業を補助金を受けることによって、国の規格に基づいてやらなければならない。よく言われているのは、地方では1.5車線で済むと思っている道路が、国の補助金基準でいくことになると、どうしても田舎でも2車線の道路をつくらないと補助がもらえない、そういう問題もあります。これについては、その地方がその事業をやるかやらないかという選択もで

きるわけです。ただ、先日言われたような生活保護費みたいなものは、地方がその生活保護の基準なりを見直したり、レベルを変えることはできません。法律で決まったことを、法律で決まっとおり運営しなければならない。そういうものは直接的な補助金でもらえた方が、確実にその財源としては保障される。ただ、一般財源化されたときに、それが100パーセント適正に算出されるか、されないかという問題が出ると思います。ですから、ものによって補助金のままあった方が市町村としてはいいもの、それと一般財源としてあった方が自由な裁量がきいて使いやすいと、いろいろあると思います。

佐々木（勝）委員

財産処分でもやったけれども、課税対象になる課税ができるところと、それからそうできないところ、このままの状態でしたら、大きな都市にウエートがあるという。地方都市は泣きを見る。今、国税と地方税と言われますよね。この比率は、私は、国税に対しては6、それから地方税の割合が4、歳出の方は、逆に地方の方が6、国の方が4、こういう現状になっているという押さえ方ではどうでしょうか。

（財政）財政課長

これは国で出している資料でございますが、平成13年度の国と地方の税なのですが、国民の租税全体で85.5兆円がございます。そのうち国税として集めているものは50兆円で、約58.4パーセント、地方税として集めているものは35.5兆円で、41.6パーセント。今、委員がおっしゃるとおり、国と地方の割合は6対4、このようになっております。

佐々木（勝）委員

いろいろ形で市では、全国知事会や全国市長会を通しながら、今、要請しているということになっています。それで、細かい数字のところをいろいろとやりとりしていても、複雑に絡み合っているということなので、地方自治体が財源不足になるという事態になれば、住民の意思と責任による住民自治の確立がなしえないと。地方公共団体の住民に対する一定水準の行政を保障するというのを踏まえると、非常に困難になるおそれがあると。そういう観点から、事務量に見合った国税から地方税へのいわゆる税源移譲と、こういう押さえでいるところなのですが、こういう押さえでよろしいかどうか。

（財政）財政課長

委員がおっしゃるとおり、やはり使う量が違えば、それに見合った収入があるというのは、地方自治体にとってもいいことだと思います。それで、地方分権の趣旨でも、最終的には地方が豊かに安心して暮らせるというまちづくりができることが大切だと思いますので、そういう中では、一度国に集めて地方に配分する方法、又は地方が直接集める方法、両方あると思いますが、双方足して、地方により多くの財源が来ることが必要かと思います。なぜ一度国で集めるのもいいかといいますと、例えば地方の格差という部分がございますして、税源がたくさんあるまちと、地方のように税源がたくさんないものもありますから、そういうものを調整する機能としても、両方が必要かと思います。ただ、財源としては地方に扱わせてもらおうと、こういう考え方でございます。

佐々木（勝）委員

そのことを確認し、市も国に強い声を上げているわけですから、私どもとしても、このねらい、基本に立ち返ってしっかりとものを申していきたいと思います。

財政再建、21世紀プラン、政策課題の関係について

財政再建、21世紀プラン、それから政策課題とこの三つを整理するとどういう関係になっているのか。

財政部長

健全化と行革と、それから総合計画という位置づけでございますけれども、現行の健全化計画を示した段階からもうすけれども、ある意味では三位一体であります。しかし、基本になるのは、今の健全化の中でうたっておりますけれども、健全化と行政改革を進めた上で、その総合計画の推進がなしえるだろうと、こういう構図になっ

でございます。

佐々木(勝)委員

その構図の部分で、相互関係、上、下、こういう関係のところなのか、三位一体だからと。

財政部長

三位一体と申し上げたのですけれども、確かに構図としては、三角形の底辺の2点にあるのは、財政の健全化と行政改革です。ですから、その上の頂点に立つという意味では、そこに総合計画があって、実施計画がそれによって進んでいくのだと、こういうことでございます。

佐々木(勝)委員

行政改革はその時点、時点で示してもらって、現状を報告しております。9月の段階での一定の行政改革の財政効果について、数字が示されました。そのことと現時点での財政効果は、今、積算中なのか、どういう状態にあるのか、まずこのところを説明願います。

(総務)田中主幹

15年3定で、14年度決算を踏まえた行政改革の効果額を報告させていただきました。15年度の実施状況につきましては、決算終了の段階で、それぞれの効果額を算定することになっておりますので、15年度分の効果額の積算というのは、今の段階ではまだ算定はしておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

佐々木(勝)委員。

けれども、進ちょく状況を常にチェックしていくということも必要かなと思うのです。最終的に数字を合わせてからということもあると思うけれども、今、どういう方向に向かっているかということについてはどうでしょうか。

(総務)田中主幹

進ちょく状況といいますか、行革で、財政効果の大きい部分でいいますと、人件費の削減がございます。その部分につきましては、前年の4月1日現在の職員数の比較でいいますので、平成15年4月1日の職員数というのがわかっており、計画でいくと3年間で60人程度の削減で、35人という数字が出ておりますので、効果額としてはかなり上回るような金額的な部分です。

佐々木(勝)委員

人件費の削減が大きな要素になっているということは認識されたと思っておりますけれども、この調子でいきますと、既に40億円の目標に向かってどんどん進めていく、その基本は人件費の削減が一番大きな数字になっているということだと思います。今、財政再建の問題で一番の観点は、聖域なくして見直していこうということでの表題で、今、政策課題の方へ向かっていますけれども、その中で予算を立てるときのやり方といいますか、しわ寄せが全部人件費の方に行きはしないかという懸念は持っているのです。だから、今回の削り方についても、小さいものをどんどん削っていくという部分より、大きなものについて一気にやっていくという方法があるのかもしれないですね。先ほどから話を聞いていても、やっぱり細かいところの部分はどうも削っていきがちになっていて、それが市民生活に対してどうなのかということを行っているわけだから、そういう方向に向かっていることだと思います。

民間委託について

それからもう一つ、民間委託の関係はどういう位置づけになりますか。向かっている方向は財政効果を上げるための民間委託なのか、そのところの認識を研究・理解したいなと思っております。

(総務)田中主幹

民間委託についての考え方でありまして、行政改革の中では、効率的な行政の運営、例えば経費的な部分で民間委託を考える部分もあると思っております。あとそれ以外に、今までも委員会議論等でもございましたけれども、いわゆる民間の雇用の関係ですとか、そういう面もあると思っておりますし、最近ではNPO法人を含めた市民との関係での委託といいますか、そういう取組も含めてケース・バイ・ケースで、それぞれの事業になりますので、一般的

な形でしか言えませんけれども、形としては財政効果、そのほかも含めて考えなければならない問題と思っております。

佐々木(勝)委員

目標はそこに向かっていくということで押さえます。そこで、今、NPOの関係も出ましたけれども、行政サービスの在り方というか、一応これは提起なのですけれども、公共サービスの在り方と言った方がいいかな。PPPという三つの頭文字を合わせて、パブリック・プライベート・パートナーシップという用語があるのですけれども、この行政サービスの意味といいますが、どうされていますか。

(企画) 迫主幹

今、委員のお話しになりましたPPPなのですけれども、英語の頭文字三つ、同じ文字がつながっています。最初のPがパブリック、2番目がプライベート、3番目がパートナーシップということで、日本語としては、官民又は公民のパートナーシップということの言われ方がされていまして、目的としましては、公共が担ってきたいいわゆる公共サービス、今までは全部行政が担ってきた部分を民間に委託したり、公設民営だとか、民設公営だとか、いろいろなパターンはございますけれども、民間の技術やノウハウを活用して、行政の効果的・効率的な運営を図ると同時に、今、委員もおっしゃられましたように、公共サービスの質の維持と確保、そういう両方の面を達成しようということが、このPPPの基本的な目的であり、考え方で、我々は押さえております。事業主体としては、民間の企業ということには限らず、NPO法人だとか、住民団体だとか、いろいろありますので、そういうところとの連携といいますが、そういうところとのつながりも重視した、非常に幅の広い考え方ということでとらえております。

佐々木(勝)委員

それは表面上からすると、そうだと思うのですけれども、市長が言うところも含めて、官と民の協働という、協働の協は共という方ではなくて、協力の協ということで押さえていますけれども、この基本になるところは、行政と住民といいますが、ここが協働で協働案をつくるというか、俗に言う、予算は用意したが丸投げで、それをやるということではない、一緒になって計画づくりをしていく、そしてでき上がったものについては、運営をその中でしていくと、こういう押さえ方であるのだと思いますけれども、行政がつくったものを民間の方に一挙に任せると、こういうことではないと。要するに、先ほど話しましたけれども、このPPP方式を、私も含めてもう少し勉強したいと思うのです。そういう面で、この大筋のよさといいますが、官と民の協働ですから、どのようにつくっていくかという、そのテーマに向かって、少し学習していきたいと思うのです。そういうことで、このPPP方式を取り入れながら事業展開していくというような位置づけをどう受け止めますか。

企画部次長

市長もかねがね、まちづくりに当たっては市民と行政が協力し合って働く協働を話されているわけでございますけれども、その一つとして、最近、このPPPという言葉が出てきて、我々も今、勉強しておりますが、講習会等にも行って、この部分の理解度を高めるという作業を行っております。非常に広いという、逆に言えば、若干ポイントを考える部分については、つかみどころが難しい部分があります。そして、今までやっていた民間委託という部分が、その範ちゅうに入るのか入らないのか。さらに一歩進んで、民のノウハウというものをできるだけ活用していくのだという部分が前面に非常に出てきて、そこで効率性も高まりますし、ある部分では行政の費用も多少軽減される部分もある。さらに、その民間の活力を動員しますので、民間の雇用だとか、そういう部分でいえば、民間の事業拡大という部分でも展開がされて、地場も含めた企業活動も広がるというような大きな部分があるととらえておりますけれども、やはり今後の行政を進めていく上では重要な方式というとらえ方を持っていて、今後とも研究していかなければならないと思っております。

佐々木(勝)委員

P F Iの関係については、一定の整理をされながら進めていますが、新たなP P P方式というこれを、民とぜひ一緒に勉強していきたいと思います。

交通共済の現状と今後について

16年度予算の編成と21世紀プランの関係で、交通共済の問題に絞って質問します。私も非常に注目しているのですけれども、特に子どもたちにかかわる公費負担の関係がどうなっていくのかということですから、まず、交通共済の現状と今後についてお知らせください。

（市民）生活安全課長

交通災害共済でございますけれども、この制度は、平成17年度の廃止に向けて検討させていただいているということで説明させていただいてございます。児童の公費負担の件でございますけれども、当然平成17年度、この共済制度が廃止ということになりますと、小学生が事故に遭っても、その制度自体がございませんので、見舞金支給等には該当しなくなるというのは当然でございますけれども、それ以後の対策としまして、小学生、交通弱者につきましては、この制度がなくなっても、例えば事故に遭わないようにするための対策を、今後も引き続き続けていきたいと考えてございます。交通安全教室等、女性指導員を担当指導員にしまして、生活安全課でやってございます。これは小学生、それから老人クラブ、集会場も含めてでございますけれども、件数的には、平成12年度、101回開催してございます。そして、6,271名に受講していただいております、平成13年度につきましては111件、6,388名、平成14年度につきましては115件、6,694名に受講していただいております、その開催件数自体も年々増えてございますし、受講者自体も増えてございます。そういうことで、制度がなくなりますけれども、当然、交通弱者と言われる子ども、それから老人が事故に遭わないための施策を、今後も強力に進めてまいりたいと考えてございます。

佐々木（勝）委員

一般加入の関係でいえば、3万ぐらいをずっと維持しながら、少し減ったということでも、2万9,000は保っているのではないかという感じがするのです。だから、多く減ったということで、この共済制度をやめてしまうということでは、要素の部分では単純にはいかないだろうと思うのです。だから、この今までであったものを廃止するというか、制度をやめるということの理由づけのところが少し明らかになっていかないと、切っても、この後対策をじゅうぶんしますからということでは、なったときにはどうするのですかと、こういうことに話を持っていこうと思ったのです。平成17年度から廃止するという考え方を持ったベースになったものは何ですか。

（市民）生活安全課長

昭和43年度から、この共済制度を実施しております35年たちます。その中では、小樽市におきましては、この当時、昭和40年代、非常に交通事故が多発しております、交通安全対策をやると同時に、被害に遭われた方の救済措置として、こういう制度をやってきたわけです。そして、昭和59年度に38パーセント台まで到達しまして、それ以降、ずっと加入率が落ちていまして、近年、5年間平均しましても、平成10年度から平成14年度平均しましても、5,227名減の2.6パーセント減ということで、平成14年度には3万1,047名まで落ちてきていると。先ほども言いました38パーセントのときは、6万名以上の加入者がございました。さらに、本年15年11月末現在でございますけれども、2万9,871名ということで、加入率も20.3パーセントに落ちてございます。単純に平成14年度の決算数値と見比べますと、0.8パーセント落ちていまして、1,176名減という状態でございます。これにつきましては、民間保険の充実等が挙げられるのかなと。それによりまして、加入者がどんどん下降線をたどって、今の状態になっていると考えております。

今、直営方式をやっているのは、現在、小樽、札幌、函館、紋別、根室の5市でございます。そのうち札幌市、函館市につきましても、廃止の方向を打ち出しております。直営につきましても、一般会計の持ち出し等もございまして、財政を圧迫するというので、各市も廃止の方向に向かっていることもございまして、ほかの市がやめ

るからうちもやめるということではございませんけれども、当初昭和40年代と今では時代背景が変わってきたわけで、民間の保険をご利用いただくと。それで、行政としての初期の目的は達成されたという観点から、今回、平成17年度廃止の方向で検討させていただくということでございます。

佐々木（勝）委員

そういう状況から、公費負担の関係はどう推移していますかということです。

（市民）生活安全課長

公費負担につきましては、昭和51年度に小学生が新1年生だけ公費負担ということで始まりまして、平成2年度に小学1年生から6年生まですべて公費負担で加入いただくということになったのでございますけれども、また、先ほどの回答と重なるかもわかりませんが、この制度を廃止しますと、当然、その見舞金を支給する手だてがなくなるわけでございますので、制度がなくなるかわりに、交通安全教室等の充実をもっと図りながら、事故に遭わないような対策に今後も取組を続けていきたいと考えてございます。

佐々木（勝）委員

平成16年度は、そのまま予算がつくということですが、平成17年度に向かって、今の話はじゅうぶん理解したというわけにはいかない部分もありますけれども、公費負担が多くなっているから、多すぎて耐えきれないと、だからここは我慢してもらうのだというのか、そのまま継続すると加入者が少なくなってくる、負担割合は恐らく今までより減っていくと思います。やはり子どもたちに対する手厚いというか、保護者負担、軽減というか、こういうところにもつながっているものですから、今日の結論にはなりませんけれども、やっぱり理由づけというか、その辺をしっかりと確認していきたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブへ移します。

大島委員

行政改革、財政健全化などで、コストの軽減や効率化を推進する体制を今後あるいは以前、また現在、模索をしているところだと思います。15日、集中審議ということで、予定になっておりますけれども、たくさんの項目があるものですから、この中から2点ほど質問をさせていただきます。

財政健全化について

財政健全化について、退職者不補充による職員数の削減がうたわれておりますが、平成16年度から5年間で、一般会計で140名程度の職員の削減を見込んでいるが、他の会計も含め、平成15年度より19年度までの退職予定者数と、この間の職員数はどのようになるのか。また次に、平成16年度から20年度までの5年間の職員採用についてはどうなのか。不補充といっても、資格の必要な者もあると思いますがどうなっているか。採用があるとすれば、どのような職種で、何人程度の採用を予定しているのか。

次に、管理職手当についてお尋ねいたします。平成10年10月以降、14年度までの間、管理職手当が減額され、その総額6,900万円が支払われていなかったということが、昨日の市長の答弁でありましたが、平成15年度の人勧後の管理職手当の影響額はどのくらいになる予定なのか。

次に、市独自の給与削減によって、特別職などの給与削減について、平成9年10月から三役と教育長が3パーセント、平成14年4月から市長が7パーセント、助役、収入役が5パーセントをカットしておりますが、この間の平成14年度までの削減額はどのくらいか。

次に、給与の削減については、平成16年度3パーセント程度、平成17年度5パーセント程度、平成18年度7パーセント程度の削減を予定されているが、どの程度の削減額になっているのか。

次に、退職金についても3パーセント程度の削減を見込んでいるが、平成16年度の退職予定者の退職金は、削減

前後ではどの程度の格差があるのか。

(総務)職員課長

財政健全化の一環として、一般会計では約140人の削減ということで、その内訳について説明しているところでございます。平成15年度から19年度まで、これは全会計ですけれども、総退職者数は773名となっております。平成16年度から20年度までということで、平成16年度から約3年間、退職者不補充ということで、ただし医療技術等の資格を有する者についてはここから外れるということで、採用につきましては、医療技術等を約73名見えています。この内訳につきましては、医師、看護師、検査技師も含めまして、病院職員が54名、消防吏員につきましては適正配置の計画が通っておりますので、平成20年度までに11名。その他保育士等ですが、15年度採用、16年度採用が8名。そのほか、一般事務技術で26名としておりますけれども、この数字につきましては、5年間にわたると事務事業にひずみが出るということで、あくまでも職員数だけに限って削減するというものですから、今後行われる委託の関係とか、効果額の部分で、従来の考え方からいくと、同程度の補充がなければひずみが生じるということで、トータルで99名。先ほどの退職者総数273名からこの99名を差し引いた174名が、全会計の削減ということになります。さらに、その内訳で、その事業会計等に含まれるのが34名。残り140名が一般会計になります。全会計では2,076人が、平成20年度には約1,934名に削減されるということになります。以上が、退職者不補充による職員数の削減ということになります。

続きまして、管理職手当なのですけれども、14年度、人勤後の管理職手当の影響額は1,200万円ということになっております。

次に、独自の給与削減について、特別職等の給与削減についてなのですけれども、ご承知のとおり、平成9年10月から3パーセント、平成14年4月から、市長7パーセント、助役・収入5パーセントということで、この平成14年度までのトータルは800万円ということになっています。

その次に、給与の削減。これは実質削減にわたる部分ですけれども、平成16年度給与、本俸3パーセント削減による一般会計ベースで2億4,000万円、平成17年度、一般会計ベースで4億2,000万円、平成18年度、一般会計ベースで6億円と試算をしております。

退職金について3パーセント程度削減を見込んでいるということで、平成16年度の退職認定者は一般会計で37名ほどいます。その37名の給与で、実際に来年度、給与そのものが3パーセントぐらい削減されますので、そのベースダウンで約3,000万円の影響があります。さらに、退職金の率そのものを3パーセント下げることから、約3,400万円程度の影響がある。トータルでは6,400万円の削減。単純に37人で割り返しますと、1人当たり170万円程度の削減になるかと試算をしています。

大畠委員

退職金について、1人当たり170万円前後の影響があるということでございます。私が心配するのは、退職後の年金額の影響が出るのではないのか。特に今後3年間、今、示されているような数字で、だんだん膨らんでいきます。そうすると、生涯受け取る年金額にそれらはね返ってくるのかどうなのか。それぞれの生活設計がございませうから、削減等があって、狂いが出る心配はないのかと。年金に影響するのではないのかと、この点について影響があるのかないのか聞かせてください。

(総務)職員課長

今、年金問題で議論になっている給付率の問題を別にいたしまして、基本的に年金というのは、例えば収入をベースに平均給与額を算定して、それを基にやめた後に年金を支給すると、構造的にはなっております。したがって、給料が下がれば、当然、この平均給与額も下がるということがございますので、単純に、ここ何年間かでやめる人だけではなくて、現在いる職員については当然給与が下がってきていますから、その平均月額も下がってくるわけでありまして、どれぐらいの金額になるかは別にして、影響がないとは言えないと思っています。

大島委員

子ども発達支援センターについて

新規拡大を計画している子ども発達支援センターについて、教育委員会と福祉部にお尋ねいたします。

子ども発達支援センターは、どのような目的・内容で新設される施設だと考えますか。

それから、市が管理する施設の運営に当たっては、どのような手続が踏まれ、また、関係者に具体的に説明されているのかお伺いします。

(福祉) 児童家庭課長

今、計画している発達支援センターができ上がるとすれば、福祉部の所管になりますので、まず福祉部からお答えをしたいと思います。

まず、センターの目的と内容ですが、現在、小樽市におきましては、乳幼児の障害を療育、あるいは相談機関といたしまして、さくら学園発達支援室、それから幼児ことばの教室の3施設を持っております。また、乳幼児の障害につきましては、いわゆるグレーゾーンというものも含めまして、その障害特定の難しさ、あるいは障害が重複している可能性等々がございます。そういった中で、現状、それぞれの障害別に設置されている施設を、一つの総合的な施設として相談・療育をしていきたいというのが1番目の理由でございます。

また、2点目には、現在、策定中ではありますが、小樽市障害者計画がございます。その策定に当たりまして実態調査等を行っているわけですが、その中でも乳幼児、子どもの大きな要望・意見の中では、乳幼児に係る相談・療育機関のセンター化が求められているということがございました。

また、もう一つのこの理由といたしましては、平成15年4月から、支援費制度による児童デイサービス事業というものが開始をされております。小樽市におきましても、支援室につきましては、もう既にデイサービス事業ということで立ち上げておりますが、幼児ことばの教室も含めてセンター化することにより、事業全体が、国の補助メニューであります支援費制度の中での事業展開ができると考えております。内容といたしましては、今申し上げましたとおり、幼児ことばの教室、発達支援室、それと現在、民間委託を検討しておりますさくら学園の相談部門を、この新しいセンターに統合してスタートをさせていきたいと考えております。

また、関係者等への説明につきましては、平成15年11月から、それぞれ3施設を利用いただいております保護者との話し合いを持ちまして、こういった議会での協議、議論、審議経過も含め、また、年明け1月に2回目の説明会を行うことを考えております。

大島委員

そうしますと、2回目の話し合いといいますが、協議を続けるということですね。

(福祉) 児童家庭課長

1回目の話し合いの中でも、それぞれ3施設での説明ということがばらばらになるものですから、それぞれの説明会が出た意見も含めて、2回目の説明会でお話しするという日程になっております。

大島委員

幼児ことばの教室の沿革について

稲穂小学校に併設をされております小樽市幼児ことばの教室の沿革について聞かせてください。

なぜ稲穂小学校に併設されたのか。

(学教) 学務課長

幼児ことばの教室の沿革でありますけれども、ことばの教室については、子どもの言葉が遅いだとか、ちょっと言葉がおかしいだとか、そういった言葉に心配のある子どものために早期発見・早期治療ということを目的に、昭和56年8月に稲穂小学校に併設をされたということでございます。

なぜ稲穂小学校に置かれたかということについては、過去、道内の市の中にも、教育委員会なり福祉部でことば

の教室を所管するところがございりますが、小樽市においては、教育委員会の所管になっていたと聞いてございます。

大島委員

先日、稲穂小学校の現場へ行って視察をしてまいりました。また、市民の相談も受けました。今、議会にも陳情が出ています。本線で小樽市内どこからでもバス1本で来られると、非常に便利です。そしてまた、幼児を連れてきております。確かに先ほども申しましたように、効率化だとか財政健全化の部分で、旧東山中学校、今の教育委員会に併設する、これには問題はないと思うのです。しかし、この幼児ことばの教室は、現在、あれだけすばらしい施設ですから、そしてまた、交通の便のいいところ、そしてまた、関係者はこの場所で続けていただきたいと、そのように陳情も出ております。また、私たちにも相談をされております。先ほどの答弁の中で話し合いを続けるということですから、これはもう本当に皆様方の声をじゅうぶんに聞いて、そして判断をしていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

(福祉) 児童家庭課長

今、委員ご指摘のとおり、幼児ことばの教室につきましては、平成15年11月18日に、保護者との1回目の話し合いを持っております。いろいろ意見を出していただいておりますが、その中で一番多かったというか、皆さんがおっしゃっていた意見としては、交通の便というものがございました。ご指摘のとおり、昭和56年に稲穂小学校にできたわけですけれども、たしか平成七、八年だったと思いますが、稲穂小学校改築のときにも施設整備を当然しておりますので、現状の稲穂小学校の施設整備との関係でもご意見をいただいております。それで、そういったご意見を含めまして、今、検討しているのは、機構上は発達支援センターという位置づけにしながら、もう一方では、その稲穂小学校での指導場面といいますが、場所としての稲穂小学校の施設を利用した指導が可能なのかといったことも含めて、支援費制度の一つの構造の中でということになりますので、道にも照会をしながら協議を進めているところであります。いずれにしても、第2回目の説明会を予定しておりますので、その件の経緯も含めて、保護者の方に説明をしていきたいと考えております。

大島委員

協議をするときにはじゅうぶんな時間をとっていただきたいと。11月18日の説明会のときには、どうも時間が足りなかったという相談も受けておりますのでじゅうぶん配慮をしていただきたいと思います。

小樽市の風邪、インフルエンザ等の状況について

次に、保健所にお尋ねします。

インフルエンザのワクチンの不足が新聞等で報道されております。風邪、インフルエンザ等々について小樽の現在の状況をお聞かせください。

保健所長

今年、インフルエンザは世界的に物すごく早く出ています。国内でも、正式に100例ぐらいが出ていますけれども、まだ流行ということでは、国は発表していません。小樽市内では我々はいろいろな医療機関に連絡して、患者の早期発見とか、そういった形をとっています。今のところは明確な報告はありませんけれども、これは、一週間見なければわからないかもしれません。全国的に、今、流行カーブ、去年あたりから早いですから、ここ二、三週間で出てくるのではないかなと。

あと、ワクチンの方では、先週から我々も調査していますが、問屋レベルではもうありません。各病院は、大きな病院として在庫は若干ありますけれども、2回接種の患者もいたりして、予約分を含めると、そんなに在庫はないと思います。ですから、保健所としては、今後の流行に備えて、流行を抑える、また、かからない予防措置ということでケアして今までできていたのですけれども、国全体としても、私はたぶんワクチンは今年は4割出ていますけれども、不足しがちだと考えております。

大島委員

平成14年度における保健所の医師の体制と業務について

保健所に勤務する医師の体制は、嘱託医も含めてどのような体制にあるのか。

次に、医師の業務は、年間を通してどのような内容のものが実施されているのか。平成14年度の主な業務内容と実績をお尋ねいたします。

(保健所)総務課長

平成14年度におきます医師の体制と、それから業務でございますけれども、内科医が正職員として2名おりました。この内科医につきまして、精神保健関係の基本健診、あるいは集団基本健診、これは事業所の健診も含めてでございますけれども、これを2人の内科医が行っておりました。それから、健康相談についても実施をしておりました。ただいま申しました健診と健康相談、それぞれ50回程度でございます。それから、肺がんあるいはX線読影につきまして、年間130回ほど実施をしております。それから、地域の健康会議につきまして、月2回で年24回実施をいたしたところでございます。

それから、母子保健の部分につきましては、昨年は小児科の常勤医といえますか、専従医がおりませんでしたので、これにつきましては年間30回程度の乳児健診、同じく36回程度の幼児健診につきまして、嘱託医によりまして実施をしておりました。嘱託医につきましては、平成14年4月から8月までの1名、それから平成14年8月から15年3月までの1名で、ただいま申しました乳児健診、幼児健診が30回あるいは36回程度、そのほか育児相談、母親学級、療育相談、遺伝相談、このようなものを実施しております。そのほか、歯科担当医療主幹が1名おまして、歯科保健に関する業務としまして、乳児あるいは幼児、小児の歯科健診・相談、妊婦の歯科健診、それから保育施設の歯科健診、心身障害者の歯科健診等を実施しております。それから、精神保健に関係いたしまして、主任精神相談員もおりますけれども、内科医の1名が健康相談を週2回、希望がある方について実施をいたしました。精神障害者のデイケア事業も実施をしております。結核予防関係につきましては、もう1名の内科医師が、結核審査協議会あるいは管理健診を実施したところでございます。感染症予防関係につきましては、エイズあるいはエキノコックス等の相談については、正職員の内科医が適時対応をいたしました。予防接種につきましては、ポリオについて年20回、これは正職員の内科医2名が実施をいたしました。日本脳炎につきまして、年4回嘱託医が実施をいたしました。

大畠委員

平成15年7月1日付けの職員名簿を見ますと、保健所の職員の中に同姓の方がおられますが、この方々はどのような関係なのですか。

(保健所)総務課長

1名は小児科の正職員、医療主幹でございます。もう1名につきましては、内科の嘱託医でございます。そして、お2人は夫婦です。

大畠委員

私は、市職員の共働きを否定するものではございません。しかし、夫婦が同じ部署に勤務するという職員の配置については問題があると思います。二千数百名を超える小樽市職員、毎年人事異動には、この点にもずいぶん配慮をしていることと思いますけれども、なぜ保健所が、今年、このような形の配置になったのか、お聞かせください。

保健所長

なぜそうなったかといいますと、内科医師が3月にやめるということ、私は去年夏ごろ聞きまして、その内科医師の確保ということで、かなり大学を回りました。この保健所に来る医師を探すことはすごく大変なのです。小児科でよく来てくれる江原医師の奥さんが内科医師で、家庭に入っているということを知りましたもので、それで嘱託という形で健診をやってもらえないだろうか、と、大学の方に相談に行きました。そうしたら、快く引き受けてくれたのでお願いしました。この1月からは週1回の健診、また、本人は、できれば早期に家庭に入りたいという

希望です。ですから、夫婦一緒に働くのはどうかということは各方面から言われたのですが、医師獲得という面から非常に困難なところがあったので、結果的にそういうことになりました。

大島委員

今、おっしゃいますように、医師確保は難しいことは、私もじゅうぶん承知をしております。それでも、職員の配置については最善の努力をしていただきたいと要望いたします。

フィッシュミールの経過について

フィッシュミールについて、その後の変化、今後の動静についてお尋ねいたします。

経済部長

フィッシュミールについての経過でございますけれども、資料を持ち合わせていませんので、正確なところは後ほどさせていただきますけれども、今年に入りましてから、既に数回の裁判が行われております。実は12月15日が9回目か10回目の公判になろうかと思っております。経過といたしましては、現在、裁判の途中ということもございまして、現在は相手方からのお話、それから、これまで私ども当初に示した案について双方で、和解に向けた議論が始まっております。その中で、今後、まだ数字的な部分は出ておりませんが、裁判官の仕切りの下に、現在公判が行われているという経過でございます。

委員長

市民クラブの質疑を終結して、れいめいの会に移します。

上野委員

財政健全化につきまして、2点ほど答弁願います。

施設使用料の見直しについて

第1点は、市民会館と市民センターの施設使用料の見直しにつきましてでございます。まず市民会館が昭和38年のできました。これにつきまして、耐用年数がどうなるのか、そして今後、この何年間にどのぐらいの修理を考えているのかをお願いします。

(市民)市民会館長

市民会館の耐用年数のことですが、今日、建築課の方にも一応確認いたしました。それで、特に法律的な基準はございませんけれども、建築段階における構造上、鉄骨コンクリートの耐用年数が60年となっているようでございます。もう一つは税制上の減価償却の耐用がございまして、41年ということでございます。市民会館は今年で40年という形で、もうぎりぎりの状況だということです。

その次に、市民会館のこれからかかる費用でございます。現在、建物関係については、施設鑑定という形で、建築が中心となって調査をしております。また、そういったものを見なければわかりませんが、市民会館の施設の中に、照明だとか、それから音響だとか舞台だとかの付属設備で非常に高価なものがございまして、私どもがここ10年来のかかる費用を一応概算しますと、約20億円ぐらいかかるのではないかと状況でございます。

上野委員

これにつきましては一応参考として、私も覚えておきます。

それから、市民会館と市民センターの件でございますけれども、小樽市の場合、冷房と暖房は別料金になっているのです。暖房のときは暖房料金をもらいます、冷房のときには冷房料金をもらいます。今、道内でも冷暖房費を取らないで、プールで取っている会館が増えてきています。これはなぜかというと、例えば午後7時から会議を始める場合に、もう部屋が暖かいですから、暖房とめてください、料金は払いませんからという方が実際にいるのです。冷房も同じです。ですから、今後、施設料金の見直しにつきまして、この辺も考慮に入れて考えていただきたい。

それから、市民の使用と小樽市民以外の使用も、同じ料金だと思います。パークゴルフ場も、札幌市民と小樽市民が同じではおかしいというので、やはり今後考えていただきたい。

それから、今、やっていると思いますけれども、営利目的と営利目的ではないというのもあります。料金については3,000円以上の料金をもらったら幾らとか、5,000円以上幾らとかありますけれども、ある程度は倍額をやっていますけれども、かなり、もうけ主義でやっているのがたくさんあります。特に、小樽市の会館使用料は全道と比べて安いのです。実際、この使用料はたいへん安いのです。ですから、平成17年度に使用料の見直しがございますので、この辺も考えていると思いますけれども、きめ細かく、やはりやっていかなければいけないと思いますので、この点につきましてお願いします。

(市民)市民会館長

まず、使用料の暖房料と冷暖房のプール計算でございます。これにつきましては、委員の方からご指摘のとおり、今、市が進めております財政健全化対策の中に、施設使用料の見直しという部分がございます。施設使用料の見直しの中で、現在、他都市の状況の資料を集めている最中でございます。そういった観点で、施設使用料の中に暖房料、冷暖房を入れて、そしてプール計算にしていけるかどうか視野に入れながら、現行進めていきたいと考えております。

それから、小樽市民の利用と市外の利用、これについては、全道各都市の状況では、私の調べている中では、区別といたしますか、差別をつけているところを把握してございません。ただ、これらについても、小樽市民が利用した場合と市外からの利用の区別を、今後どうしていくか、議論を深めていきながら検討していきたいと思っております。

3点目でございますけれども、商業活動については、当然、市民会館、市民センターの料金については別設定してございます。特に、法人につきましては、普通の基本料金の10割増し、さらに会券、入場券、1,000円だとか3,000円だとかありますけれども、これについて、さらに、割増の加算をしているところであります。会議室の利用については、商業活動の場合は基本料金の倍額でやっております。これらにつきましても、現在、やはり全道の10万都市以上の主要都市を参考に調査いたしまして、平均のところで価格設定をしていきたいと思っております。

上野委員

市民センターで、午前9時から12時まで小さい部屋を借りて、そこで会議をやると500円ですからね。有料施設ですから。それだったら無料にした方がいいですよ。3時間だから、どうせ午前中あいているからいいのではないかと思いますけれども、やはり有料の施設を名乗って500円という話はびっくりしました。今後、料金の見直しについては、この辺を考えていただきと思います。

歴史的建造物保全等の補助金について

歴史的建造物保全等の補助金につきまして、平成14年度から中止又は延期と、計画の中に載っています。一般質問でも言いましたけれども、小樽市はやはり歴史的建造物を今まで保存したというので、本当に大きな力が、エネルギーがあったのです。金額的には私も聞いていませんけれども、これにつきましては歴建でございますので、教育委員会の方から、この建造物に対してどのような認識を持っているかということをお願いします。

社会教育部長

今のこの例でいいますと、歴建の扱いというのは、所管は建築都市部という形でございますので、所管の方から答弁をいたしたいと思えます。

上野委員

私は、今、聞いたのは、文化財でございますので、やはり教育委員会の答えがないことは、私はおかしいと思うのです。文化財でございますので、やはり社会教育部にも関係あることでございますので、どういう観点で文化財を考えるのか、ちょっとお聞きします。

社会教育部長

定義の仕方が、特に意見としての答弁がかち合わない部分だろうと思うのですが、教育委員会でそういった施設の認定というのは、あくまでも重要文化財という文化財の位置づけの中で扱っている建物等々でございまして、今、ご議論のその歴建という点については、歴史的な価値という部分を、市の審議会の中で認定した建物という位置づけの中で、保全に対する支援を行っているという部分ですので、ジャンルとしては、ちょっと異なるのではないかと感じています。

上野委員

今後の話の中で出てきますので、私は納得できませんけれども、そういった話も。

それでは、経済部に聞きたいと思います。先ほど言ったように、この小樽市のこの建造物と、また、まち並みが、いかに今まで小樽の経済効果を生んで、そして、初めのうちは市が重点的に保存をしましたが、今、民間でないお金を吐き出して倉庫などいろいろなところを保存しているのです。金額はわかりませんが、市で保存ができないというような、お金を出さないとすると、市民、一般の方たち、企業家も、小樽市が出さないのに、何で我々がしなければならぬのだと、そういう意識になると思うのです。観光都市小樽でございますので、そういった大きな問題だろうと思いますので、経済部からお願いします。

経済部長

歴史的建造物の関係は、当然、小樽を訪れます多くの観光客の皆さんの魅力の一つというのですか、感じる魅力の一つとして、それなりの位置づけがあり、それなりの魅力の大事なポイントと思っています。特に堺町通を中心に多くの歴建があります。北一硝子もそうですし、駅前に来れば、観光物産プラザもそうですし、あるいは日銀あり、あるいは青山別邸とか、たくさんの歴建がありますので、そういったものが、小樽観光の一つの柱であるという認識はしております。そういった意味では、こういったものの保全活用というのは、もちろん大切だと思っています。ですから、今、小樽市全体の財政論議の中で、建築都市部が、これについての助成制度そのものについての見直しという議論をしていますけれども、決して保全とか活用をしないということではなくて、この助成制度について、当面延期、休止という、そういう議論をしているのだと思っていますので、建築都市部も同じ立場で当然保全をしていくという、そういう認識を持っていると思っています。

上野委員

やはり中止、延期という言葉が、問題ではすごく大きいと思うのです。私も一般質問で言いましたけれども、ほかのものは後から補てんできますけれども、これはもし何か事があつたら補てんできないのです。市長の答弁の中にも、かなり考えていくような、努めていくと言っていますので、ぜひこれについては、市がこれを延期、中止などと言うと、小樽の実業家、又は観光を商売にしている方、一般市民、そして今まで一生懸命保存してきた方たちの怒り、感情とか、動機がなくなると思うのです。金額的にはまだ提示されておられませんので、どのぐらいの金額かわかりませんが、ぜひ平成16年度からだと思いますので、中止とか延期という項目に挙げないぐらいのことを、私はしなければいけないのではないと思います。

建築都市部長

本会議でも、他の議員からもご意見がございました。今、上野委員からも改めてございました。小樽のまちにとりまして、歴史的建造物というのはたいへん大きな意味合いを持っていると思っています。百数十年の歴史の中での我々の小樽の先人の生きざまという部分、歴史的な部分がございます。また、その中には、やはり小樽の人々の文化的なものも込められた建物という、また、外観的にも、景観という意味合いで数多く残っているということで、いろいろな意味合いを持った形で歴史的建造物ということを位置づけしております。この歴史的建造物を、小樽のまちの大きな特性という形で位置づけをして、それを生かすまちづくりということで、これまで進めてきた経緯もございます。昭和61年度からの助成でございますけれども、数億円の補助金を出してございます。やはり小樽

の歴史的な建物の多くを民間が所有しているという現状がございます。また、これらの建物がかなり老朽化している、年数もたっているというものも多いということもあって、市としても経済的な支援をして、その所有者なり使用者の理解を深め、歴史的な建物についての保存ということ、官民一体になって進めていこうということで進めた制度でございます。そういう意味で、そういう助成制度をこれまで続けることにより、また、所有者なり、民間の方々の努力があって、まだ数多く歴史的な建物が残っているという現状、また、そのことが小樽のまちの魅力という形で、観光面だけでなく、経済的な面も含めて、また、市民の郷土への思いみたいなもの等も含めて、いろいろな意味合いを持っております。そういう意味では、今後も、市長が本会議で答弁いたしましたように、やはり小樽のまちづくりの大きな柱としてそのことは受け止めて、地元の方とともに保存していくことにつとめていきたい。最悪、古い建物がなくなってしまうような形ということを念頭に置いて、考えていきたいと思っています。

ただ、歴史的建造物という大きなまちづくりの柱とはいいいながらも、市の大きなこういう経済的に厳しい中で、例外ということだけでなく、見直していくという状況にあるということでは、ご理解いただきたいと思います。所有者の方々のいろいろな事業、保全の予定もございますので、急に中止ということではなくて、平成16年度は緩和期間という形で、若干補助金は減りますけれども、対応措置はしていきたいと思っておりますし、また、その後につきましても、その建物の保存する状況、所有方の意向も踏まえて、できるだけそういう最悪の状態にならないような形で対応していきたいと思っております。

市長

本会議でもお答えしましたけれども、昭和61年度から平成14年度まで122件、金額で3億5,000万円の助成をしているのです。こういう状況で、今後、どういう件数が出てくるかわかりませんが、今の考え方としては、昨日もお話し申し上げましたけれども、基本的には平成16年度は助成します、平成17年度から、財政状況が少しよくなるまでお待ち願えないかということでお話をしました。しかし、この間に、所有者の方で助成がなければ壊しますよということになれば、また大変ですから、これはあくまでも所有者の意向が一番大きいのですけれども、歴建がなくなることによる小樽の損失ということも考えまして、それはそのときにそれぞれ対応したいと考えていますので、ご理解願います。

上野委員

実は韓国でも中国でも、今、昔のものが壊されて、たいへん困っているということで、今日か明日、中国の有力新聞社が、この歴史的なものをどうして残しているかということで、小樽に視察に来ると聞いています。今、世界から注目される小樽になるためには、ぜひこの建物を世界に示して、特に東南アジアの方たちが小樽に観光に来るように、どうぞ今のことをよろしく願います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。